

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13-1 旺巧ビル
柏木労務管理事務所内 ☎03 (3295) 4651 発行人 柏木弘文



住吉大社

牧野武夫会員撮影



研修会

場所：東京都社会保険労務士会館

日時：平成11年9月13日

「創業・異業種進出のための 人材確保に関する助成金について」

平成11年9月13日、午後3時から雇用保険関連の助成金に関する第一部会のパネルディスカッションが行われた。

この助成金は厳しい雇用環境の下で、新しい雇用を創出したり、雇用保険の受給資格者が新しい事業を始めたときなどに支給される。

出席各氏による自分の体験に基づいた熱心なディスカッションとなった。この助成金は厳しい不況の下で社会保険労務士が生き残るため、重要な突破口にもなるかという制度である。

パネラーは第一部会員の「大畑雅弘」、「味園公一」、「小室豊」各氏であった。

助成金は4種類に大別される

大畑 まず助成金の概要ですが、助成金は次の4種類に大別されます。

- ①中小企業雇用創出人材確保助成金＝新しく雇入れた人に支払う賃金。
- ②受給資格者創業特別助成金＝失業給付受給者が事業を起こした場合の費用。
- ③中小企業雇用創出雇用管理助成金＝就業規則・雇用管理マニュアル等の費用。
- ④中小企業企業雇用創出等能力開発給付金＝教育訓練のための講師・テキスト代の費用。

次に助成金申請書の窓口ですが、責任所在は各都道府県にあり、実際の申請は各都道府県の雇用促進センターで取り扱っています。

小室 申請条件は、創業・異業種進出に伴う費用が300万円以上かかるものとされます。

対象となるもの……業務上必要となる動産の机・椅子・テーブル・電話・ファックス・営業用車両類、不動産のマンション等の購入費、賃貸の場合は賃貸料の一年間分、内装工事費、フランチャイズの加盟料（返却が見込まれるものは対象外）。



対象とならないもの……消耗品、商品、原材料、運転資金、資本金。

大畑 ただ、300万円という経費に満たない場合、飲食店の茶碗等の消耗品を部品の項目に入れることは検討してくれるようです。

味園 申請条件ですが、いちばん重要なのは提出期限です。改善計画認定申請書を出す期限は、創業の法人の場合は、登記日から起算して6カ月以内に計画認定を受けなければなりません。異業種参入の場合は、参入の発想を頭に描いたときから6カ月以内に計画認定の提出をしなければならないということです。

申請書提出の方法

大畑 原則としては、定款と登記簿謄本の目的の変更が前提ですから、法人の場合は、定款等の変更と、それについての取締役会の議事録などが必要です。実際に起算日は取締役会を行った日にしているようです。

個人の場合は、賃貸借契約を結んだ日というのも一つの考え方ようですが、はっきりしないケースも多いようなので、この点はセンターのほうで確認する必要があります。

次に申請手続きの流れについてです。

他の労働関係の助成金同様、事前申請が大原則ですが、まず、改善計画認定申請書を作成し、雇用促進センターに提出し、書類作成のアドバイスを受けます。

味園 改善計画認定をセンターに提出するときは、電話でスケジュールの予約をすることが必要です。

申請書の説明文に関しては、担当者の意に添うような文章を書くことが重要なポイントです。私の場合は、社会保険労務士がかかわることによって、労働条件を明確にするために、雇用契約書をその会社のために特別に作成する費用とか、労働関係のコンサルティングをする費用を払ってもらうため、助成金を出してもらいますという文章を書きました。

小室 申請書提出の前に説明会がありますから、それに行くことが前提です。私の場合は事業主も同行するようにと言われました。説明文の部

分でもかなり厳しい指導がありました。

大畑 続いて、センターで承認を受けたら、東京都に改善計画認定申請書を提出します。これは即受け付けてくれます。ただし、提出書類には社労士の代行印を必ず押してください。添付書類は異業種進出と創業・分社化の場合では異なりますから留意してください。



小室 異業種進出について定款の変更の謄本が間に合わない場合、申立書に社員総会の議事録の写を付けて申請することが可能です。

大畑 次に、東京都で承認を受けた書類が一部返されますから、それを持って再びセンターに戻り、実施認定計画書用紙をもらい、助成金ごとに計画書を作成し、提出します。

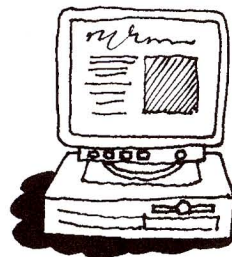
実際の承認が下りるまでに3カ月程度かかります。なお、この助成金は解雇者が途中で出るとアウトですから、その点はご注意ください。また、採用については、実施計画書を提出した翌日からの雇い入れというのが大原則で、あとは個別の折衝になります。

手続きの流れとしては、実施計画書を提出し、採用がスタートし、雇用管理等の改善計画を実施し、支給申請となります。実質的には採用日の直近の賃金締切日から6カ月たった日の翌日から1カ月以内に支給申請書をもらい、書類を作成し、センターに提出します。

以上のとおりですが、われわれもまだ手探り状態でやっておりますので、新しい情報があれば会にご報告いただきたいと思います。

割増賃金の算定基礎賃金から 住宅手当を除外

平成11年3月31日公布された労働基準法施行規則の一部を改正する省令では、時間外・休日労働・深夜労働にかかる割増賃金の基礎となる賃金に『算入されない』賃金に住宅手当が追加され、平成11年10月1日から適用されることとなっています。



除外される住宅手当の具体的範囲

住宅手当については、割増賃金の基礎から除外されることとなりましたが、「住宅手当」という名称の手当であれば、すべて除外することができますというわけではありません。これまでも、家族手当や通勤手当については、それぞれ扶養家族数や通勤に要する費用、通勤距離に応じて支給される手当のみが除外することができたわけですが、住宅手当についてもこれと同様です。具体的には、次のとおりです。

①範囲の考え方

- (1)割増賃金の基礎から除外される住宅手当とは、住宅に要する費用に応じて算定される手当というものであり、手当の名称の如何を問わず実質によって取り扱うことが必要です。
- (2)住宅に要する費用とは、賃貸住宅については、居住に必要な住宅（これに付随する設備等を含む。以下同じ。）の賃借のために必要な費用、持家については、居住に必要な住宅の購入、管理等のために必要な費用です。
- (3)費用に応じた算定とは、費用に定率を乗じた額とすることや、費用を段階的に区分し費用が増えるにしたがって額を多くすることです。
- (4)住宅に要する費用以外の費用に応じて算定される手当や、住宅に要する費用に関わらず一律に定額で支給される手当は、除外される住宅手当には当たりません。

②具体例

- ①の考え方に関して具体例を示せば、次のとおりとなります。

(1)除外される住宅手当に当たる例

- イ) 住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給することとされているもの。例えば、賃貸住宅居住者には家賃の一定割合、持家居住者にはローン月額の一定割合を支給することとされているもの。
- ロ) 住宅に要する費用を段階的に区分し、費用が増えるにしたがって額を多くして支給することとされているもの。例えば、家賃月額5～10万円の者には2万円、家賃月額10万円を超える者には3万円を支給することとされているようなもの。

(2)除外される住宅手当に当たらない例

- イ) 住宅の形態ごとに一律に定額で支給することとされているもの。例えば、賃貸住宅居住者には2万円、持家居住者には1万円を支給することとされているようなもの。
- ロ) 住宅以外の要素に応じて定率又は定額で支給することとされているもの。例えば、扶養家族がある者には2万円、扶養家族がない者には1万円を支給することとされているようなもの。
- ハ) 全員に一律に定額で支給することとされているもの。

就業規則の変更等

今回の改正を踏まえ、割増賃金の取扱いの見直しを行う場合には、割増賃金の算定基礎から除外することができる住宅手当の範囲を正しく理解するとともに、労使間で十分に話し合った上で、就業規則の変更、届出等の必要な手続を行って下さい。なお、これまでと同じように住宅手当を算定基礎から除外しないという取扱いを行うことは、何ら差し支えありません。

平成11年度

算定相談コーナーを開設しました

本年度も、各社会保険事務所に相談コーナーが開設されました。

算定基礎届に関する指導業務や相談に協力された方々ご苦労さまでした。また、実施結果を報告いたします。

期間

平成11年8月2日～平成11年8月11日

地区

麹町・神田・日本橋・京橋

延動員数 62人

指導・相談事業所数 2001

担当会員名

麹町社会保険事務所

森 俊介、味園 公一、段下 正志、半沢 公一、加藤 恒男、國岡 喜久、中野 宏子、布川久仁子、小室 豊、宮田 浄子、大畑 雅弘、堀 雅美、柿内 素樹、沢田由美子、横山 玲子、西村 道子

神田社会保険事務所

牧野 武夫、吉田 信義、檜山 克巳、村上 秋子、今井 浩爾、小沢 薫、仲野 三郎、斉田 登、加藤 孝、滝口 修一、石原 健三、菊地 和子、細川 宏美、内藤 晃

日本橋社会保険事務所

山崎 雅也、飯田 恒二、寺田美津司、堂馬 勇、真許 隆弘、伊藤 孝、原田 利雄、上野 雄三、鈴木 義一、吉本伸太郎、石山 幸子、細田 豊美、坪井美由紀、伊藤 賢治、佐々木俊世、玉田 壤三

京橋社会保険事務所

渡辺 和洋、府川 芳枝、赤森 伸子、辻元 均、府川 洋輔、篠原 兼敏、富田 秀子、赤松ハルミ、小野 菊枝、高山 加代子、稲葉 正義、石川 英豊、飛澤 孝治、松林 陽子、吉瀬 君江、藤波 要子

労働保険指導員に 感謝状が贈呈されました

平成11年9月9日（木）、中央労働基準監督署長より労働保険指導員に局長感謝状の紹介があり又、署長感謝状が贈呈されました。

局長感謝状（10年）

遠藤 元基（神田地区）
関口 武（日本橋地区）

署長感謝状（3年）

堂馬 勇（日本橋地区）
戸室 康廣（麹町地区）
牧野 武夫（神田地区）

社会保険事務所長より 感謝状が 贈呈されました

算定相談コーナーに協力された会員に、社会保険事務所長より感謝状が贈呈されました。

麹町社会保険事務所 平成11年9月30日
加藤 恒男

日本橋社会保険事務所 平成11年9月21日
上野 雄三、原田 利雄

京橋社会保険事務所 平成11年9月22日
小野 菊枝、吉瀬 君江、
富田 秀子、府川 洋輔

離れたくても離れられないミドルと仕事

—ミドル世代と仕事の調査—

サントリー不易流行研究所が行った調査では、仕事についての意識について、45歳～54歳の団塊の世代を中心とした「ミドル世代」の男女比較と、「ミドル世代」と35歳～40歳の「30代後半」との世代比較を行っている。

仕事に求めるものとして、「趣味に関する仕事をしたい」とする人はミドル男性33.5%、ミドル女性43.1%、30代男性50.9%、30代女性57.1%となっており、「ミドル世代」で少ない。「仕事と趣味とどちらで自分の能力を発揮したいか」では、どちらともいえないとする「ミドル世代」が多く、男性で41%、女性で58.5%。これは「30代後半」に比べ1割ほど多く、その分「仕事場で能力を発揮したい」人が減っている。しかし、「ミドル世代」は残業・社員旅行を優先すると答えた人が「30代後半」より多く、会社への帰属意識は高いといえる。

定年については、「ミドル世代」のほうが「定年まで勤める」と答えた人が多く、男性で9.7ポイント、女性で11.5ポイントの開きがある。定年後については、ミドル男性の80%が定年後も「働いている」と思っているが、ミドル女性では「働いている」と思っている人は30%にとどまり、「働いていない」とする人が70%だった。定年後の仕事について男性は「生活の安定のため」、女性は「社会とのつながりのため」とする人が多かった。

育児に社会的支援が必要

—少子化に関する世論調査—

7割の人が子育てにかかる経済的負担について「社会的な支援を行うべきである」と考えていることが総理府の行った「少子化に関する世論調査」で明らかになった。

調査は全国の18歳以上の男女5,000人を対象に行われ、3,530人が回答した。

調査によると「少子化に関心がある」と答えた人は全体で72.1%。「関心がある」と答えた人は

男性の50歳以上と女性の50歳以上で多く、「関心がない」と答えた人は男女とも18歳から29歳で多くなっている。

「結婚したら子どもをもつべきだ」という考え方に対して、「そう思う」と答えた人の割合は84.5%で、「そう思わない」は10.4%だった。「そう思う」と答えた人の割合は男女とも50歳以上の人で高いが、子どもを出産する年齢層にあたる18歳から29歳の女性の20.2%、30歳から39歳の女性の21.8%が「結婚しても子どもをもつべきだとは思わない」と答えている。

子育てを楽しんでいるか、それとも辛いと感じるかという問いには、「楽しいと感じるときの方が多く」と答えた人が54.9%、「楽しいと感じるときと辛いと感じるときと同じくらい」と答えた人が33.1%、「辛いと感じるときの方が多く」と答えた人が4.4%だった。

さらに、子育てにかかる経済的負担については、「社会的支援を行うべき」(42.8%)「どちらかというを行うべき」(32.7%)と合わせて75.5%と7割の人が支援を求めていることがわかった。支援の内容については「子育て中の夫婦が共に大いに働けるような環境の整備」が36.8%と最も多く、以下「子育て世帯の税負担軽減」(33.4%)、「児童手当などの現金給付の充実」(27.9%)の順。

総合商社の選別経営

かつては「ミサイルからラーメンまで」と、守備範囲の広さを誇っていたのが日本独特の「総合商社」だが、激動する経済情勢に対応するため、「総合」の名と「売上高における優位性」を捨てても、経営の重点を「利益の増大」が見込める得意分野に絞ろうとする動きが出ており、それを「選別経営」と呼ぶ人もいる。重点分野として選ばれるのは「情報、生活消費、金融、資源開発」とか、「エネルギー・資源、食糧・食品、情報産業、プロジェクト開発」など、商社によって多少の差はあるものの、「情報」などはどこでも重点とされている。これぞ「リストラクチャリング」といいたいくらいだが、同時に各商社は膨大な数にのぼる「系列会社」の大幅整理にも乗り出しており、連結決算の対象となる系列会社は、一商社あたり数百社から、なかには一千社以上の規模で減る可能性もあると見られている。

新入会員を紹介します

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H11.4.1	高石菜穂子	麹町	勤務
H11.4.1	島 麻衣子	〃	〃
H11.4.1	浦川貴文	日本橋	〃
H11.4.1	赤木孝一	〃	〃
H11.4.1	吉田圭男	〃	〃
H11.4.1	小沼奈津子	〃	〃
H11.4.23	益子浩二	麹町	〃
H11.4.26	近藤克夫	神田	開業
H11.5.1	横山玲子	麹町	〃
H11.5.1	横井憲治	日本橋	〃
H11.5.1	木村 敦	〃	勤務
H11.5.17	篠原康博	神田	〃
H11.5.21	笈沼清吉	麹町	〃
H11.5.26	松木昭和	京橋	開業
H11.5.31	高橋 健	日本橋	勤務
H11.6.1	長谷川和枝	〃	開業
H11.6.1	下地陽子	麹町	勤務
H11.6.1	島根 久	京橋	〃
H11.6.1	岡田恵美	〃	〃
H11.6.1	佐々木敬典	〃	〃

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H11.6.9	御園生俊雄	京橋	勤務
H11.6.10	大塚昌子	日本橋	〃
H11.6.14	斎藤 優	京橋	〃
H11.6.21	麻生隆弘	〃	〃
H11.7.1	土屋美和子	麹町	開業
H11.7.1	今井俊幸	京橋	〃
H11.7.1	辻元 均	〃	〃
H11.7.1	柳澤 聡	麹町	勤務
H11.7.1	田内次郎	〃	〃
H11.7.1	佐田 健	〃	〃
H11.7.1	北村博昭	〃	〃
H11.7.1	高山靖弘	〃	〃
H11.7.1	清水一郎	神田	〃
H11.7.1	冨塚祥子	日本橋	〃
H11.7.1	藤瀬和生	〃	〃
H11.7.1	佐藤琢也	京橋	〃
H11.7.28	澤田由美子	麹町	開業
H11.7.28	西澤俊子	〃	勤務
H11.7.30	工藤裕二	〃	開業
H11.7.31	荒川則男	日本橋	勤務

千代田・中央支部慶弔金基準

支部会員に贈与する慶弔金については、以下のとおりとする。

なお、この基準に定める慶弔金の贈与の対象となる事項については、特定の定めがない場合は、全て東京都社会保険労務士会会員慶弔金規定を準用する

(対象者は6カ月以上の在籍を有する者)

①支部会員が結婚したときは、次の祝金を贈る。

1万円

②支部会員又はその配偶者が死亡したとき

は、次の香典を贈る。

(1)会員の場合…2万円

(2)配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む)の場合…2万円

③支部会員が負傷又は疾病のため1カ月以上休務するときは、次の見舞金を贈る。

1万円

④支部会員の事務所又は住居が、不慮の災害(地震によるものを除く)にかかったときは、次の見舞金を贈る。

2万円

規制改革の一滴

政連・副支部会長 内藤 晃

士業の規制緩和に関し、初めて目にしたのは、新聞の記事（日経、9年8月10日、規制緩和時代の暗礁）でした。

この記事のなかに、「士たちの規模」で弁護士、公計士、税理士等の名はありましたが、社会保険労務士はありませんでした。

社会保険労務士は社会的地位が低いとみられているのか、また、一方、規制緩和が最も進んでいる士業ととらえられているのか、様々な思いをし、2年も経過してしまいました。

本年の3月30日に規制緩和推進3か年計画（改定）が発表され、そのなかには資格制度（業務独占資格等）の見直しの基準、視点では、資格相互間の参入を容易にする方向で、業務範囲の見直し、相互乗り入れを検討する

と結論づけています。

そこで、会員の悲願である法27条の付随業務削除に関連し、他の士業の業務も視野に入れなければならないであろうと思います（私見）。

このように社会保険労務士制度のなかには、未解決の問題が山積しています。本会と政連が一体となって、社会保険労務士の社会的地位向上、経済的地位向上のため、制度の改善等を行っていかねばなりません。また、政治活動するにも必要な費用がかかります。会員の皆様のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

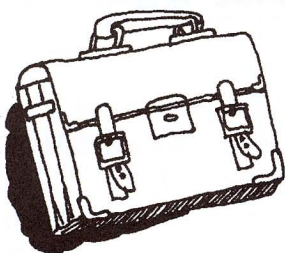
おわりに、皆様のご発展とご健勝をご祈念申し上げます。

あ

が

き

と



さわやかな風の季節を迎えました。平成11年度も半年が過ぎようとしていますが、今年は、労働基準法、男女雇用機会均等法等が改正・施行されるなど、労働法令・雇用環境等が大きい変化を遂げた年でした。

会員の皆様におかれましては、受託事業所や勤務先事業所の就業規則の改正、雇用制度の見直し、セクハラ防止のための方針の周知、相談・苦情への対応等に向けた対策を進めておられることと思います。

さて、依然として厳しい経営環境の中で、雇用を維持・促進するための助成金制度が今年度も一層充実してきました。

今号では、9月14日の第2回研修会における助成金に係わる体験発表会のダイジェストを特集しました。会員各位の助成金制度活用の参考になれば幸いです。

【A】